

6次産業化ネットワーク活動整備交付金

【1, 241百万円】

対策のポイント

農林水産物等の地域資源の付加価値向上を図る取組を加速するため、農林漁業の6次産業化や農商工連携の取組に必要な加工・販売施設等の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・人口減少・高齢化が進み、活力が低下している農山漁村において、地域の特色ある農林水産物等の地域資源の付加価値向上の取組を緊急かつ強力に推進していくことが求められています。
- ・このため、地域の創意工夫を生かしながら、農林漁業者と食品事業者、流通業者等の多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む6次産業化等の取組を支援する必要があります。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(平成22年度)→3兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))

<主な内容>

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者等とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の3/10以内)
(交付金上限額：1億円)
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課 (03-6738-6474)]

6次産業化ネットワーク活動整備交付金

[平成26年度補正予算 1,241百万円]

農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する6次産業化等の取組を支援。

生産から加工品の製造・販売まで一体的な事業を展開したい！



原料を安定的に確保できるようにして、新商品の販路拡大に取り組みたい！

このような事業者の皆様のために、以下の支援を用意。

＜支援対象者＞

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等であって、民間金融機関(※)、制度資金からの融資を受けることが確実と見込まれる者。

(※) 消費者金融機関は除く。

＜支援内容＞

6次産業化等の取組に必要となる農林水産物の加工・販売施設等の整備について支援。

[補助率： 事業費の3/10以内、交付金上限額1億円]

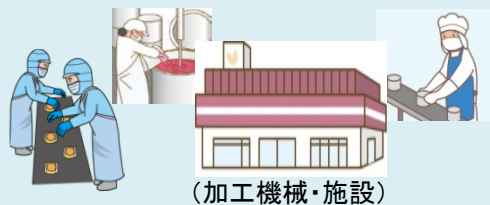
＜交付金の算定方法＞

交付金額については、以下の1～3の一番低い額とする。

- 1 事業費×3/10
- 2 融資額
- 3 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

＜参考＞

例えば、5,000万円(事業費)の加工・販売施設を整備する際、3,000万円の融資を受け、地方公共団体等から助成を受けず、自己負担分が2,000万円の場合、事業費(5,000万円)の3/10となる1,500万円の範囲内で交付金を支援。



農山漁村の活力向上を実現！